

## 藤沢市あんしん入居サービス補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、単身高齢者の民間賃貸住宅の円滑な入居に向けて、入居者が安心して暮らせる生活環境を整えると共に、賃貸人が抱える入居受入れに対する不安の軽減を目的として、見守りサービス及び死亡時の原状回復に係る補償制度の利用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) あんしん入居サービス 地方公共団体又は民間事業者が提供するサービスで、次のいずれの要件も満たすもの（地方公共団体又は民間事業者が提供するサービスを組み合わせることにより、次のいずれの要件も満たす場合を含む。）をいう。
  - ア ICTを活用した見守り機器による一日1回以上の継続的な安否確認、又は電話確認や訪問等による週2回以上の継続的な安否確認を行うもの
  - イ 死亡に起因して発生した原状回復費用及び家財整理費用の補償
- (2) 民間賃貸住宅 次のいずれにも該当しない賃貸住宅をいう。
  - ア 地方自治体、独立行政法人都市再生機構及び住宅供給公社が供給する賃貸住宅
  - イ 介護保険利用による高齢者向け施設（特別養護老人ホーム、グループホームなど）、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅
- (3) 単身高齢者 交付申請の時点で、次のいずれにも該当する者をいう。
  - ア 申請時において、藤沢市の住民基本台帳に継続して1年以上の登録がある満75歳以上の者
  - イ 藤沢市内にある民間賃貸住宅に単身で入居し、賃貸借契約日から3か月以内の者
- (4) 所有者 市内に賃貸住宅を所有し、単身高齢者の入居について賃貸借契約を結び、賃貸借契約日から3か月以内の者
- (5) 賃貸借契約の契約者 単身高齢者が市内の民間賃貸住宅に入居するにあたり、賃貸借契約を結び、賃貸借契約日から3か月以内の者

- (6) 入居者 あんしん入居サービスを受けながら、民間賃貸住宅に入居する単身高齢者

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 所有者、賃貸借契約の契約者又は入居者のうち、あんしん入居サービスの契約をし、費用の支払いをしている者。
- (2) 申請日において、所有者、賃貸借契約の契約者又は入居者のうち、市長が必要と認める者について、藤沢市に市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納がない者。
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者。ただし、所有者においては、この限りではない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、あんしん入居サービスの利用にあたり、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が支払った額に相当する額とする（消費税及び地方消費税相当額を除く）。ただし、上限を10,000円とする。

(補助金の対象)

第5条 補助金の対象は、あんしん入居サービスの利用にあたり、申請者が支払った次の料金とする。

- (1) 初期登録料
- (2) サービス利用料、保険料
- (3) 見守り機器の購入や設置に係る初期費用

2 前項第2号に規定する料金については、月額払い、年額払い等、支払方法の如何を問わない。ただし、月額払いの場合は、初回に支払った額のみを補助の対象とする。

(補助金交付の申請手続)

第6条 申請者は、賃貸借契約日から3か月以内に、藤沢市あんしん入居サービス補助金交付申請書（所有者以外の者が申請する場合は第1号様式、所有者が申請する場合は第2号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 賃貸借契約書の写し
- (2) あんしん入居サービス契約書の写し
- (3) 3ヶ月以内に支払ったあんしん入居サービス料の証明書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めたもの

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金交付の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、交付又は不交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、藤沢市あんしん入居サービス補助金交付決定通知書（第3号様式）により、不交付を決定したときは不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により交付決定を受けた申請者の交付については、交付決定後30日以内に、申請者指定の口座に補助金を振り込むものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) この要綱に違反する行為があったとき。
  - (3) 入居者が入居1年以内に住宅から退去したとき。ただし、入居者の入院、介護保険利用による高齢者向け施設への入所、死亡による退去等、やむを得ない場合であるときを除く。
- 2 市長は、前項の規定による取消しがあったときは、藤沢市あんしん入居サービス補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。
  - 3 申請者は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、市長が定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。
  - 4 申請者は、第1項第3号ただし書に規定する事由がある場合は、藤沢市あんしん入居サービス補助金退去理由届出書（第6号様式）を市長に届出しなければならない。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、令和7年7月25日から施行する。